

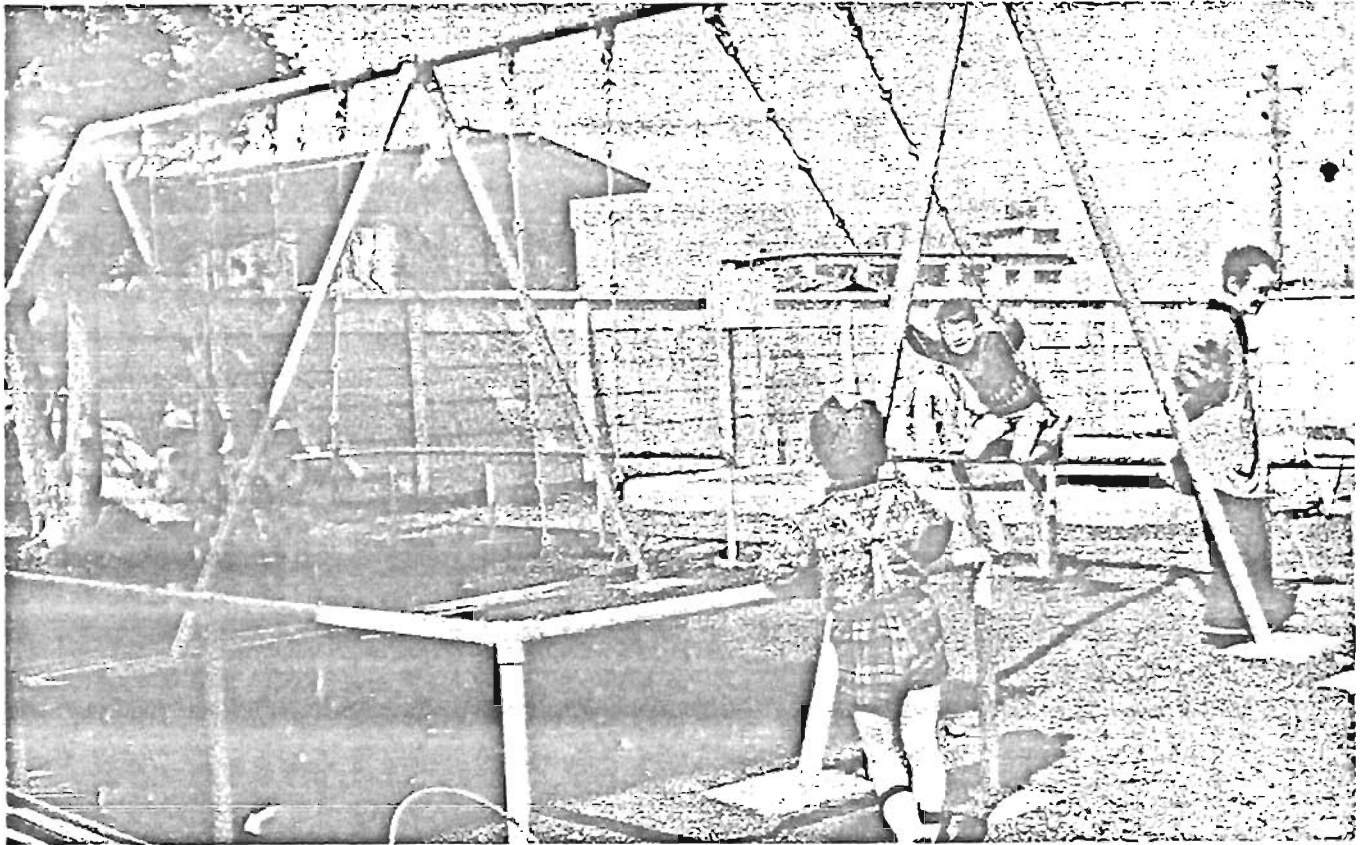
11月号

世帯と人口  
 10月1日現在  
 人口 339,049  
 男 170,019  
 女 169,030  
 世帯数 131,109  
 (住民登録による)

# 豊島区広報

No. 212

昭和42年11月20日  
 発行 豊島区役所  
 編集 区民部区民課広報係  
 豊島区東池袋1-18-1  
 大代表(981) 1 1 1 1



## 僕らの遊び場

### 児童遊園2か所 — 開園 —

目白5丁目児童遊園(目白5の15)＝写真＝と上り屋敷飯  
 児童遊園(西池袋2の2)が、このほどできあがり11月  
 10日から開園しました。

広さは両園とも約430平方メートルで、スベリ台、ブ

ランコ、砂場、宇宙船などの遊具が設けられ、おかあ  
 さんたちは「こどもが安心して遊べるワ」と大悦び。

これで区内に公園14か所、児童遊園35か所となり、  
 年内には新たに2か所が設けられることになっています。

のんだら のるな

のるなら のむな

酔っぱらい運転は

やめて

○「秋の交通安全運動」は、み  
 なさんのご協力により、今まで  
 ない盛り上りをみせました  
 が、期間中、区内の交通事故は  
 昨年同期と比べ十一件増の六十  
 件。しかし死亡者がなかったこ  
 とは不幸中のさいわい。毎年行  
 なれる春・秋の交通安全運動  
 は、交通事故ゼロへの出発点と  
 なる一つの区切りの役目。この  
 機会にしっかりと交通マナーを身  
 につけなければなりません。

○十一月五日は「一の酉」、八  
 日は立冬。もう年の瀬に近いこ  
 とを感じます。

師走に向かうにつれて、交通  
 事故も毎年増加する傾向です。

とくに忘年会

や宴会などで、

お酒をのむ機会

も多く、これ

くらいとつい

飲んでハンドル

を握り、やたら尊い生命を失っ

ています。

車を運転するときは、ぜった

いに酒を飲まない、運転する

人には、酒を飲ませない、い

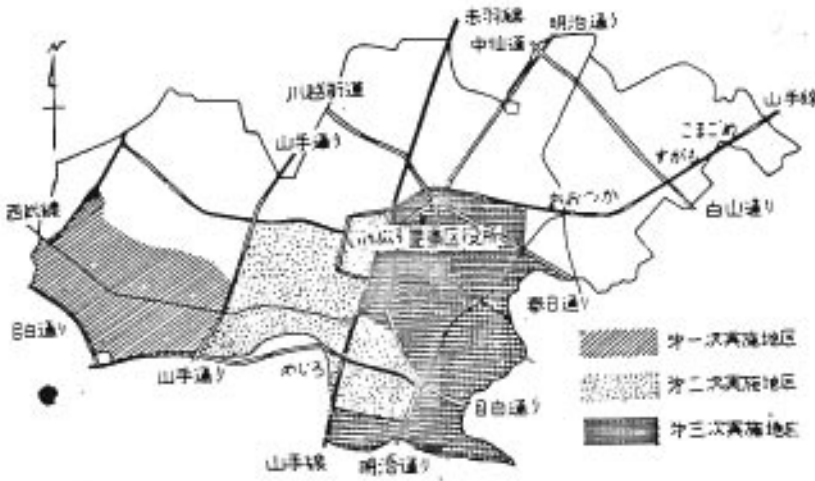
つも安全運転の心がけ……。



100%完了をめざして!

住居表示  
説明会をはじめます

豊島区の住居表示も皆さんのご協力によって、区全体の四四・五パーセントが終了しました。区では、さらに区内全域の完了をめざし、残りの地区について今月から説明会を開きます。左図の白い部分がこれから住居表示の行なわれる地区で面積は七、二二平方キロメートル(二百八十八万坪)、七万四千世帯の規模となります。



これから実施される町区域  
駒込一丁目から六丁目、  
巣鴨一丁目から七丁目、  
西巣鴨二丁目から四丁目、  
池袋一丁目から八丁目、  
堀之内町、  
長崎六丁目、  
千早町一丁目から四丁目、  
要町一丁目から三丁目、  
高松一丁目から三丁目、  
千川町一丁目から二丁目、の三十八の町区域です。



これから新番号にかわるみなさんへ

説明会は、住居表示制度のあらましをお知らせするとともに皆さんのご意見をもとにして、新しい町づくりへの案を立てるために行なわれるものです。

区では、もよりの小学校などおよそ二十か所で開く予定ですが、くわしいことは別にチラシでお知らせします。そのときに皆さんのご意見をどしどし発表してください。

そのあと皆さんの代表にお集り願ひ、今回も会合をもって、皆さんの声を中心に区と一体になって町区域、町名の案をつくっていただきます。

こうして案ができると、区の住居表示審議会にはかり、街区方式にもっともふさわしい案を区長に答申していただきます。そして最後に区議会で審議されるのです。

わかりやすく、たずねやすい町づくりに皆さんのご協力をおねがいします。

昭和二十七年にできた「住居表示に関する法律」の一部が、ここの八月十日から改正されました。二丁目の改正は、住居表示を行なうにあたり皆さんの意見をじゅうぶんにくみとって由緒ある町なごを尊重しようとするものです。

改正の要点

- ① 町区域を新しくつくり変えるとき、また町名をかえる場合は、できるだけいままでの区域や名前をよりどころにします。
- ② なお、そのほかに実施地区皆さんの声を尊重して手続をとります。
- ③ 知事は、ここの八月十日までに実施された町でも、法を改めた目的に合っていないと認めるときは、八月十日から六か月間に限って、区長に変更を求めることができます。

住居表示の法律が改正されました

- ④ 区長は、変更の請求があったとき、そのあらましを発表しなければなりません。
- ⑤ 区長が、変更の請求があった案を区議会に出すときは、その請求書をそえなければなりません。
- ⑥ 区議会は、変更請求のあった案については、皆さんの意見をきく会を開いたあとでなければ、議決することができません。
- ⑦ 区議会は、変更請求のあった区長の案をおおして、議決することができるようになりました。

改正の内容

- ① 区長は、町区域、町名に関する案を区議会に提出する前に、広く発表しなければなりません。
- ② 発表された案の区域に住む有権者で、案に賛成できない人は、五十人以上の連署をもって区長に変更の請求ができます。(30日間)
- ③ 区長は案を発表してから三十日すぎないと区議会に提出できません。

住居表示について、五月十日号の広報でお知らせしましたが、このような点がわかりました。

なお、くわしいことは、区役所一階の区民部住居表示課へお問い合せください。電話は03-111-1111番、内線二八三です。

### 給与支払報告書の 年末調整事務の共同説明会

昭和四十二年度特別区民税・都民税の特別徴収給与支払報告書提出についての説明会が別表日程によって開かれます。対象は区内で所得税の源泉徴収をする義務のある事務所・事業所などです。

また当日は所得税の源泉徴収、年末調整事務と支払調書についての説明会もあわせて行なわれますのでぜひご出席ください。

月 日	時 間	場 所	集合地域区分
12月4日(月)	午後1時30分～4時	学院院大学 7号館(仮講堂) 目白1丁目5番1号	目白、雑司が谷、旗ヶ崎、南長崎、高田
12月5日(火)	・	十文字学園講堂 豊島6丁目1257番	黒羽、駒込、西巣鴨
12月11日(月)	・	豊島振興会館 東池袋1丁目19番1号 豊島公会堂(臨時)	池ノ内、高松、西池袋、千川、千早
12月12日(火)	・	・	池袋、密町
12月13日(水)	・	・	南池袋、東池袋

▼説明会についてのお問い合わせは。

○給与支払報告書関係

区税務課課税第二係

○年末調整事務

豊島税務署法人税第一課

法人源泉第二係(80)二二七一

○支払調書関係

豊島税務署所得税第一課

資料係

―東京に青空を―

空をきれいにする運動

十一月二十一日～十二月二十日

◎東京の空

晴れた日には秩父多摩の山なみや筑波山が見え、夜は満天の星空だったわたし達の郷土東京、しかしいまではそんな光景もめったにみられません。工場やビルなどの煙突から出るばい煙や、自動車の排気ガスなどにより空気の汚れがひどくなってきたからです。

また、この汚れた空気はわたしたちにいろいろな被害をもたらします。

それは大気中に亜硫酸ガスや一酸化炭素など有毒なガスを含んでいるため、頭痛やめまい



ッ注意報や警報をだして注意をうながしております。

また自動車の排気ガスを浄化する装置の取付けを呼びかけていますが、空を汚さないためには、都民ひとりひとりのご協力が必要です。工場経営者や自動車をお持ちの方、みんながわたしたちの東京、わたしたちの豊島区をきれいにしましょう。

◎公害防止の助成

公害防止設備の購入、公害防止のため移転を希望される方で資金を借りたい方は都市公害部に二相談ください。

電話は(03)5111(都庁大代表)内線三八四二・四三五六です

### 30才以上の方

あなたの体力は?

青少年時代にきたえたからだも二十才をすぎると老化しはじめます。

体力を計ってからだに合ったスポーツを心がけ、若さと健康を守りましょう。

◎体力テストの内容

1. 反復横とび

からだをすみやかに動かす能力、敏しうさをテストする。

2. 垂直とび

瞬間的に強い力を出して運動する瞬発力をテストする。

3. 握力

筋肉の力と強さをテストする。

### 下年賀状は

十二月十五日～二十二日まで

郵便局からおねがい

毎年このころが年末は郵便物が非常に多くなります。しかもこれを短期間に処理しなければならぬため、郵便局は頑張ってこまいの忙しさを、皆さんのご協力をお願いいたします。

◆年賀状は十二月二十二日までに、また贈答用の小包や印刷物は十五日までに都内と地方に分けて早くお出しください。

◆表札は必ず出しませう。読みにくい表札はこの際新しいものとりかえてください。

◆郵便物のあて名は正確に、はっきりと、差出人の住所氏名も省略せずにかきませう。

また住居表示の行なわれた地域に出すときは、必ず新住所名で、なお〇〇方、△△アパートなどの肩書も忘れずに書いてください。

◆ことしも書状の年賀郵便はとりあつかいませんので、ご注意ください。

◆私製年賀はがきをお使いになる方は、特別意匠入り料金別納、後納の制度をご利用ください。これにはいちいち切手をはる必要がありません。

くわしいことはよりの郵便局でおたずねください。

お知らせ



☆引揚者の方に

特別交付金ができます

外地に一年以上住んでいて、終戦のため引き揚げてこられた方に、特別交付金が支給されます。

終戦時の年齢によって、最高十六万円、最低二万円が支給されますが、該当される方は厚生部管理課厚生係(内線三三三)へ請求ください。

☆保育ママさん

(家庭福祉員)募集

ひるま働らいている母親にかわってお子さん(生後五週間～小学三年生)を育てる、家庭福祉員を募集しています。

○期間：十二月一日～十五日  
○資格

(1)区内にお住まいの婦人で二十五才から五十五才までの方。

(2)医師、教員、助産婦、保健婦看護婦もしくは保育の資格をもつ方、または短期大学、専門学校卒業かこれに相当する学歴があり、かつ児童養育の経験のある方。

(3)家庭生活が健全で、本人および

「母子家庭に給付小口資金を」

お貸しします

母子家庭では、日常生活のうえで不意に生じた出資のため困りのことがあると思われ、そのような場合は豊島区で行なっている母子福祉応急小口貸付資金をご利用ください。

◎貸付を受けられる資格  
1 配偶者のない女子で二十才未満の児童を扶養しており、かつ豊島区内に引き続き三か

月以上住所のある方。  
2 ほかから資金を借り受けることが難しい方。  
3 確実に償還できること。  
4 生活保護法による被保護世帯でないこと。

戸籍の届書が一部かわります

— 出生・死亡・婚姻・離婚 —

戸籍法施行規則が改正され、四種類の届書の様式が昭和四十二年一月一日から、いままでのものより分りやすくなります。昭和四十二年一月一日からの届出についてはすべて新しい届

び家族が心身ともに健康であること。

(4)自宅に六才未満のお子さんがなく、保育ママさんとして仕事に専念できる方。

(5)あずかるお子さんのために、専用できる六畳以上の部屋が一階にある方。

くわしいことは

厚生部福祉課(内二二七七八)へおたずねください。

「たばこ」は区内で買ひましよう

☆個人事業税第二期分の納期限は十一月三十日までです。  
豊島区事務所 (区役所二階)  
☆昭和四十二年所得税第二期分の、納期限は十一月三十日までです。  
豊島区事務所

家財に被害をうけたとき。

2 本人または同居の親族の病気や負傷の治療費。  
3 生活必需品の購入に困るとき。

4 本人または同居の親族がやむを得ない理由により旅行をする際の費用。

5 本人または同居の親族の結婚、就職または葬祭等の費用。

6 その他区長が貸付を必要と認めるとき。

◎申込手続きおよび場所  
貸付をうけたい方は地域担当民生委員または母子福祉協力員に母子世帯であることを確認してもらい、印鑑を持参して厚生部福祉課児童福祉係(内三三八)へおいでください、その場ですぐ借りられます。

☆家事サービス補導所で  
1月入所生を募集します

▽募集内容：家事サービス補導生20名(年令学歴不問)およびホームヘルパー補導生10名(高卒年令30～45才)

▽申し込み：十一月七日(木)までに公共職業安定所または、家事サービス補導所へ。  
電話0976-0576

消費者メモ④

品質表示をみて買ひましよう

まちは、つぎつぎと新しい製品が出まわり、何をどのように選んだらよいか迷うことがあります。商品の品質や性能が雑多になればなるほど、親切な表示がほしいもの。

そこで、消費者を損失からまもるために「家庭用品品質表示法」が施行されて、メーカーや販売業者は、指定された家庭用品について、成分、性能、用途、保存方法などを、きめられた方法でみやすいところに表示することになっています。

品質表示法の適用を受けている商品は、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品などです。

